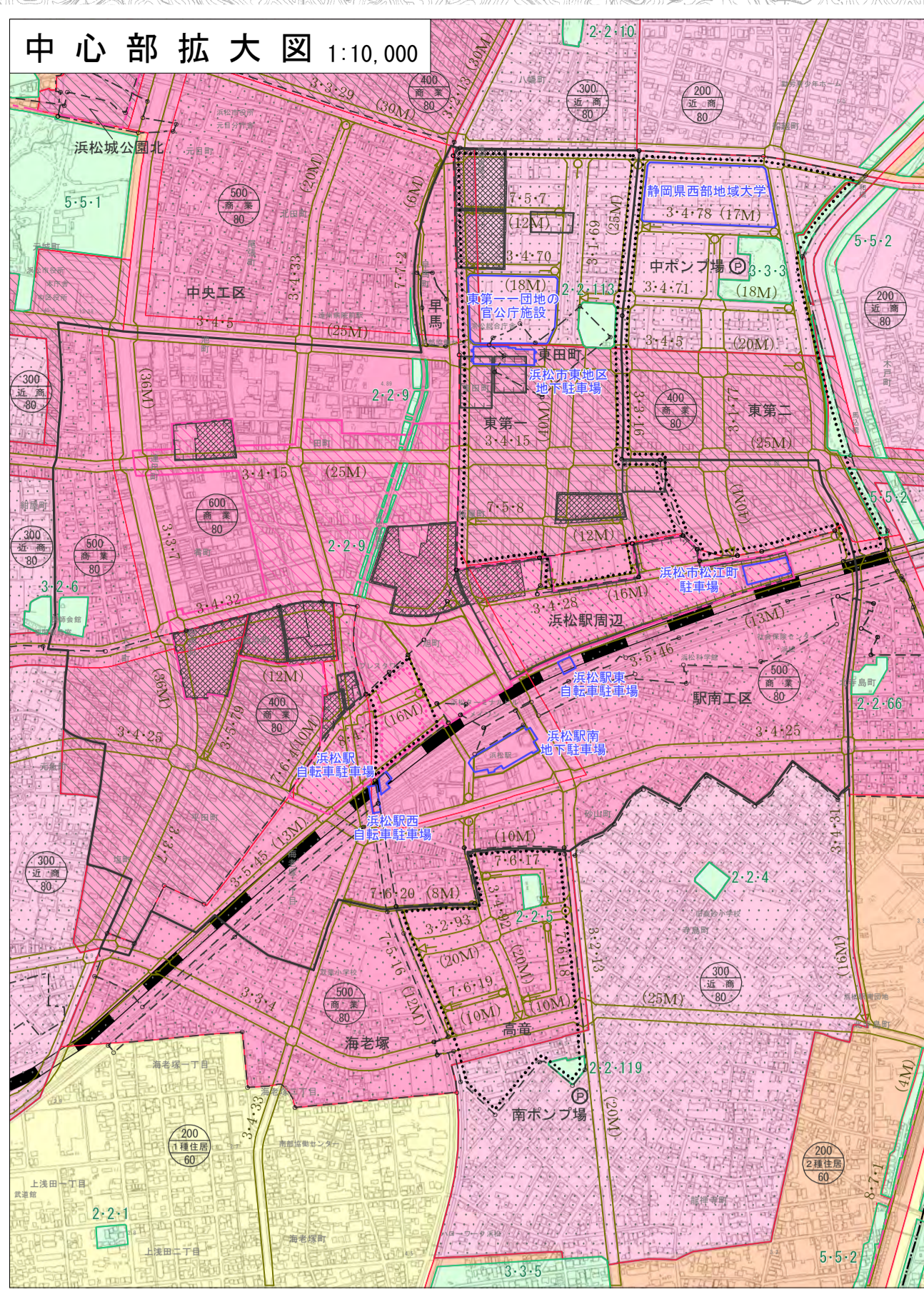



浜松都市計画図(1)



| 凡 | | 例 | |
|-------------|---------------|----------|----------|
| 都市計画区域 | 特別工業地区 | 市施行 施行地区 | 市施行 施行地区 |
| 行政区域 | 大規模集積施設制限地区 | 市施行 施行地区 | 市施行 施行地区 |
| 市街化区域 | 駅前・レクリエーション地区 | 市施行 施行地区 | 市施行 施行地区 |
| 市街化調整区域 | 高度利用地区 | 市施行 施行地区 | 市施行 施行地区 |
| 第1種低層住居専用地域 | 高度地区(17m以上) | 地区計画 | 地区計画 |
| 第2種低層住居専用地域 | 高度地区(15m) | 都市再生特別地区 | 都市再生特別地区 |
| 第3種低層住居専用地域 | 防火地域 | | |
| 第1種住居地域 | 準防火地域 | | |
| 第2種住居地域 | 第1種用途地域 | | |
| 準住居地域 | 第2種用途地域 | | |
| 近隣商業地域 | 特別緑地保全地区 | | |
| 商業地域 | 臨港地区 | | |
| 準工業地域 | 駐車場整備地区 | | |
| 工業地域 | 都市計画道路 | | |
| 工業専用地域 | 都市計画緑地 | | |
| | 都市計画公園 | | |
| | 都市計画河川 | | |
| | その他の都市計画施設 | | |
| | ポンプ場 | | |

第1・2種低層住居専用地域の高さの最高限度は、図中に表記がない限り、10mです。市街化調整区域内の建築物は、一部地区を除き、この限りとなります。(建築基準法) 都市再生特別地区は、令和2年1月1日に設けられました。ただし、建築基準法第60条の2第1項から第5項までの規定の適用については、それぞれ都市計画図において都市再生特別地区として定められていない区域から除外されます。



「この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(25,000を縮小したもの)である。(測量法に基づく国土院院長承認(複製)R 24H 550)」

※この図面は概略を示すものであり、詳細は浜松市役所都市計画課及び北部都市整備事務所でご確認ください。

著作権所有兼発行者 浜松市 許可なく複製を禁ずる。